

## 「時間単位年休制度」ほかの制度により、働き方改革の総仕上げを行います

株式会社建設技術研究所（代表取締役社長：村田 和夫、以下「建設技術研究所」）は、「時間単位年休制度」のほか、働き方改革に向けて現行の制度の改正を進めています。

当社は、今年を「働き方改革総仕上げの年」と位置づけております。社員ひとりひとりがメリハリのある仕事ができる環境を整えることで、労働生産性の向上、長時間労働の解消につなげます。制度改正の要点は以下のとおりです。

表 働き方改革に伴う制度の改正

項目	改正前の制度	新しい制度
休暇	現状の年次有給休暇の最小取得単位は半日（0.5日）。	<b>【時間単位年休の導入】</b> 年間35時間を上限（※）とし、時間単位での年次有給休暇の取得を可能とする。就労時間中の取得（中抜け）も可。 ※労働基準法第39条4項による上限  2018年7月1日改正
就労環境	在宅勤務制度には以下の制限がある。 ・就労可能日数は週1日1回が上限 ・対象社員は正社員のみで、管理職は対象外	<b>【在宅勤務制度の利便性向上】</b> ・半日単位の在宅就労を可能とし、週14時間まで利用できる。 ・管理職、契約社員も可とする。  2018年7月1日改正
	就労時間は始業9:00、終業17:00で固定。	<b>【シフト勤務制度の導入】</b> 社員本人の申請と会社の承認により、始業・終業の繰り上げ、繰り下げを可能とする（1日の所定労働時間7時間は変更なし）。  2018年7月1日改正
	就労場所は定められたオフィス内を基本とする。	<b>【テレワークの推進】</b> オフィス内勤務を基本とするが、ICTを活用し、オフィス外でも就業可能な環境を構築する。現在試行中。  2018年7月以降規程等整備予定
育児	育児のための時間短縮は、子が小学校の就学の始期に達するまで。	<b>【時間短縮期限の延長】</b> 時間短縮の期限を、子が小学校6年生の終期に達するまで延長する。  2018年4月1日改正済み

以上

### 【本件に関するお問い合わせ】

株式会社建設技術研究所 広報室 松田（まつだ） mt-matud@ctie.co.jp  
 TEL：03-3668-4378（直通） FAX：03-3639-9426  
 〒103-8430 東京都中央区日本橋浜町3-21-1 日本橋浜町Fタワー